別紙様式3

新たな解体用車両系建設機械運転の実務経験証明申請書

（平成25年7月 1日時点で新たな解体用車両系建設機械の運転業務の経験のある方）

キャタピラー教習所株式会社
広島教習センター長　殿

平成　　年　　月　　日

（元方事業者名）
（事業者名）

印

今般、新たな解体用車両系建設機械※1の技能特例講習（第　　種）の受講申込みに当たり、標記について、下記のとおり証明しますので、よろしく取り計らい願います。

記

1　証明対象労働者職氏名等

職名 ＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　1の者が現在所有している資格等（平成25年7月　1日時点で保有している事）
（当該するものの番号に○を付すること。申請時に原本を提示すること。）

（1）車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習

（2）車両系建設機械（解体用）運転技能講習

3　1の者の新たな解体用車両系建設機械運転の経験(業務従事)期間等
（平成25年7月　1日時点で4の（1）・（2）・（3）それぞれの運転期間のうちもっとも長いものの運転業務経験月数を記入のこと。）・・・・・6ヶ月以上

平成＿＿年＿＿月　～　平成＿＿年＿＿月　　＿＿年＿＿ヶ月間

4　1の者が運転経験を有する新たな解体用機械の種類等（該当するものに○を付すこと。）
（新たな解体用車両とは　鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機をいう）

（1）鉄骨切断機　　（2）コンクリート圧砕機　　（3）解体用つかみ機

5　1の者が従事した解体工事等（上記4（1）～（3）の機械の機械を使用した解体工事等名及び工事等の期間を記載する　紙面が足りなければ別紙に記載して良いこと。）

工事名：＿＿＿＿＿＿　工期：平成＿＿年＿＿月　～　平成＿＿年＿＿月
工事名：＿＿＿＿＿＿　工期：平成＿＿年＿＿月　～　平成＿＿年＿＿月
工事名：＿＿＿＿＿＿　工期：平成＿＿年＿＿月　～　平成＿＿年＿＿月
工事名：＿＿＿＿＿＿　工期：平成＿＿年＿＿月　～　平成＿＿年＿＿月

《上記のアンダーライン部に記入願います》

〔記入に当たっての注意事項〕

1　証明対象労働者の新たな解体用車両系建設機械運転の経験期間について

過去６ヶ月未満の間に新たに雇用した者であって、それ以前の事業場で新たな解体用機械に係る運転経験を有している場合は、前の事業者からの証明書類を添付し、その期間を加えた総計の経験期間を経験期間として差し支えありません。（ただし、前の事業者の証明について、協力が得られない場合は、現在所属している事業者が前の運転経験を証明することでも差し支えありません。）

また、いわゆる一人親方等事業者の方は、自ら証明していただくことになります。

なお、証明する事業者が関係請負人（一人親方を含みます。）である場合は、元方事業者の確認を受けることが望ましいものです。

2　運転経験の考え方について

４の（１）鉄骨切断機、（２）のコンクリート圧砕機、（３）のつかみ機のそれぞれの運転経験期間のうち最も長いものの経験期間を記載してください。その期間が６ヶ月に満たない場合であって、途中で運転する機械の種類が変わっている場合は、それぞれの機械の運転期間を足して記載してください。

3　運転経験算入対象の機械及び運転経験算入対象の業務について

解体用つかみ機は、木造家屋の解体に使用するいわゆるフォークグラップルをアタッチメントとして装着したものが対象となり、下記４にも関連しますが、基本的には解体工事での機械運転経験が算入対象となります。

また、使用した機体の重量は問いません（機体重量３トン以上、３トン未満のいずれの機械も算入できます。）。

4　従事した解体工事等

「解体工事等」には、がれきの処理業務が含まれます。

また、解体工事等に伴って発生した解体物等を自社に持ち帰って、更に解体する業務も含まれます。

ただし、港湾荷役業務でグラップルを用いて荷を積み卸しする業務、産業廃棄物処理場でグラップルを用いて廃棄物を分別する業務、林業グラップルを用いて木材を移動等させる業務は含まれません。

なお、工事名まで分からない場合は、記入しなくとも差し支えありません。

（参考）技能特例講習の種類別の受講資格

種別	技能講習の修了の状況		新たな解体用機械の運転経験
第１種	ブレーカに係る技能講習を修了	かつ	６月以上
第２種	ブレーカに係る技能講習を修了	かつ	６月未満
第３種	整地・運搬・積込み用及び掘削用に係る技能講習を修了	かつ	６月以上
第４種	上記のいずれの技能講習も修了せず	かつ	６月以上

経過措置特例講習の確認欄　（下記はキャタピラー教習所（技能特例講習機関）の記入欄）

実施管理者	確認者

受講できる種類	1種	2種	3種	4種